

情 個 審 答 申 第 4 号

平成 2 6 年 7 月 1 6 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 5 年 8 月 6 日付け、平成 2 5 年度諮問第 1 号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考で使用した応募者全員の個人情報を除いた応募原稿の文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

別 紙

諮問第 1 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第 2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人が熊本市情報公開条例に基づき、熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考で使用した応募者全員の応募原稿（但し、個人情報を除く。）を開示請求したことに對し、実施機関が開示請求拒否（不開示）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

第 3 審議会の判断

本件異議申立ての経緯の内容は、平成 19 年答申第 3 号（参照資料別添）の異議申立ての経緯の内容と同趣旨であり、当審議会としては、前記第 3 号事件と判断を異にするものではない。

よって、上記「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		高 木 絹 子
委	員	大 江 正 昭
委	員	馬 場 啓
委	員	澤 田 道 夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 5 年 8 月 6 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 2 5 年 8 月 2 7 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 2 5 年 9 月 2 7 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 2 6 年 5 月 2 8 日	諮問の審議を行った。
平成 2 6 年 6 月 1 8 日	答申（案）の審議を行った。

【参照資料】（平成26年度答申第4号関係）

答 申 第 3 号

平成19年10月23日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年6月28日付け市協発第136号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「熊本市自治基本条例検討委員公募」に於ける応募者全員の小論文（氏名を除く）の
開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第3号]

別 紙

諮問第 3 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不開示）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第 7 条第 2 号該当性について

請求している小論文は氏名を除くとしており個人が特定される情報ではない。又、応募者は自発的に応募しており、公表されても自己責任の持てない者は応募できないと思われるため個人の正当な利益を害するおそれがある情報とは思われない。

小論文に価値観、理念等が反映されているのは当然のことであり、熊本市が高い評価をした論文を書いた市民代表により自治基本条例を検討することを熊本市民に公表することが自治基本条例の理念であると信じる。

条例第 7 条第 6 号該当性について

選考業務という事務事業の性質上、将来同種の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためという拒否理由である。その「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求されるが、前回開示した実績で実質的に実害があったかどうかの検証もないため不開示の理由とはなりえない。

論文を公表するともしないとも明記していないのに、「公開することを前提としていない」や「開示決定までに公開する旨の同意もない」など勝手な想定で不開示とすることはおかしい。

市民として、社会人として、自分の人生観、経験、知識、理念等を正々堂々と主張する市民を選考することが熊本市としての責務であり、選考された市民代表の論文を広く市民に公表することは当然のことである。

条例第14条該当性について

平成16年10月に「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会委員公募」において応募者から同意を取って氏名等を削除した小論文の開示を行っているにもかかわらず、今回は同意を取る事務処理を行っていない。これは業務怠慢である。

不開示部分があれば部分的に黒塗りすればすむことであり、そのことで応募者の正当な利益を侵害するとは思えない。

今回、応募者が自主的に提出した小論文を開示できない理由が不透明で、熊本市の憲法ともいえる自治基本条例がどのような人によって作られるのか不安を抱かざるを得ない。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第2号該当性について

本件文書には、与えられたテーマについて、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらは、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものである。

なお、同種の文書（小論文や手紙等）については、公表することを前提として提供された場合を除き、これまで公表したことはなく、情報公開においては本人に同意を得て開示した例が過去に一度はあるが、それ以外にはない。

さらに、当該文書については公開することを前提に提出されたものではないことを踏まえると、応募者は当該文書を公開することを予想してはおらず、また、開示決定までに公開する旨の同意もないことから、これらの情報を開示すると個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の人格や財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第7条第2号に該当する。

条例第7条第6号該当性について

本件文書を勝手に開示すれば応募者と実施機関との間の信頼関係を損なうことになり、検討委員会を運営するという事務事業又は今後行われる選考という同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

本件文書が今後公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇するもの、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧するものが出ることは否定できない。

よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼす。

したがって、条例第7条第6号に該当する。

条例第14条該当性について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益の保護に関する不開示情報の規定に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

本件文書が条例第7条第2号及び第6号に明らかに該当すると判断したため、当該手続きは行わなかったものである。

平成16年に小論文の開示請求があったことに対して、当時は当該小論文が明らかに不開示情報に該当するかどうかの判断ができなかったため意見聴取を行ったうえで開示しているが、その後判例が出ていることもあり、今回は前述したとおりの判断をしたため意見聴取を行わなかったものである。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文である。

記載内容は、応募者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び小論文となっている。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

本件文書にかかる判断は、不開示とした情報をインカメラ方式を用い総合的に勘案したものである。

また、当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 条例第7条第2号該当性について

実施機関が保有する文書等の中には、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共の安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等があるため、条例第7条において一定の合理的理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報と規定したものである。

同条第2号本文において、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を不開示情報と規定しており、ただし書のアからオまでにおいて例外規定を設けている。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であつて、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

本文書は、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考のために使用した応募者全員の小論文で、記載内容は、応募者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び小論文となっており、基本的には条例第7条第2号に規定する個人情報である。

応募者の氏名等については、申立人、実施機関双方個人情報であることには異論がないと認められるため、個人が特定され得る部分を除いた小論文部分について条例第7条第2号に該当するかどうかを検討する。

小論文には応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されている。これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであり、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。このため、同条ただし書きに該当するかどうかを検討する。

本条ただし書ア、イ、エ、オに該当しないことは明らかである。

ただし書ウに該当するかどうかについて検討する。

本文書には前述のとおり、個人情報が記載されており、それらの情報を社会に開示するか否か等については元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、そのことは、開示の対象となるべき文書から作成者が識別される部分を除いたとしても同様というべきである。

他方、実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考

資料として論文の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において論文を後に公開した例は平成16年の一例を除き存在しないことが認められる。そうすると、応募者は論文を提出するに当たり、それが後に公開されることは予想していなかったと推測される。

以上のとおり、応募者においては、本件文書の開示の可否について自ら決すべき利益を有するものであり、また、提出した論文が開示されることは予想し得ないことであったことからみるならば、本件文書を「開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがない」ものと認めることはできないというべきである。

したがって本件文書はただし書ウには該当せず、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。ここでいう「支障」の程度とは名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されており、また「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考資料として論文の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において論文を後に公開した例は平成16年の一例を除き存在しないことが認められる。

かかる文書が公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇する者、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧する者が出ることも否定できず、よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の選考事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

本件における当該委員の募集に際しても、応募された小論文の扱いについては、なんら触れられておらず、当該論文を公開することも明記されていない、公開しないとも明記されていない。

このような状況下で応募者は、自己の提出した小論文がいずれ公開されることになるとは予想だにしないのが通常であり、むしろ公開されないことを前提と捉え、小論文の内容もなんら制約されることなく、自由な発想のもとで記述されたものと考えられる。

このような応募者の意向を無視して、実施機関が本件文書を意のままに開示すれば応募者と市との間の信頼関係が損なわれることは明らかであり、始動し始めたばかりの検討委員会を運営する事務事業の適正な執行に支障を及ぼすことになることと認めら

れる。

したがって本件文書は条例第7条第6号に該当する。

(5) 条例第14条について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

平成16年に小論文の開示請求があった際、当時、実施機関は、当該小論文が条例第7条第2号に該当するかどうか明快でなかったため意見聴取を行い、応募者全員の承諾を得たうえで開示している。

今回、実施機関は、判例による全国的な動向等も検討した結果、本件文書が条例第7条第2号に明らかに該当すると判断し、また、同条第6号にも明らかに該当すると判断できたため、当該手続きは行わなかったものである。

ことに、実施機関は、応募者と実施機関との間の信頼関係を重視するとともに今後も事務事業の適正な執行を確保する観点から、本件文書は条例第7条第6号の不開示情報に明らかに該当するため、たとえ前回と同様の手続きを経て開示の承諾が得られたとしても開示すべきでないと総合的に判断したものである。このため、承諾をとるための手続きは行っていない。

そもそも、条例第14条は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するために第三者に意見を聴くことができると規定したものであり、第三者に意見を聴くことを実施機関に義務付けたものではない。実施機関は、本件文書が不開示情報の規定に明らかに該当すると判断したため、本条の手続きを行わなかったものであり、意見聴取を行わなかったからといって怠慢とはいえない。

(6) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		荒 木 昭次郎
委	員	高 木 絹 子
委	員	田 中 節 男
委	員	馬 場 啓

